



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

http://www.jstc.or.jp/ E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

日本禁煙推進医師歯科医師連盟

Japan Medical-Dental Association for Tobacco Control

〒807-8555 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 内 Tel: 070-5497-5742

平成 29 年 3 月 7 日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様
政策決定者 各位
報道機関 各位

一般社団法人日本禁煙学会 理事長 作田 学
日本禁煙推進医師歯科医師連盟会長 齊藤 麗子

富士経済(株)による
『受動喫煙防止法案 (たたき台)』施行による外食市場への影響を調査
と題するプレスリリースに関する共同声明

屋内空間における受動喫煙防止の実効性確保を目的として、厚生労働省において健康増進法等の改正が検討されておりますが、去る3月3日、民間の市場調査会社である株式会社富士経済は「受動喫煙防止法案 (たたき台) がもたらす外食産業の市場展望」と題するレポートを発売 (価格 20,000 円+税) し、同書の内容に関する表題のプレスリリースを発表しました。【資料1】に記述しました通り、同レポートは調査・推計手法の妥当性ならびに信頼性が明らかに乏しいものであるにも関わらず、日本経済新聞が「受動喫煙防止法案、外食産業に 8400 億円の打撃 民間調査」との見出しでネットに掲載しました。しかし、他社では現段階で掲載が見送られており、各社の賢明なご判断に敬意を表します。

富士経済(株)は、平成 23 年 2 月にも「受動喫煙防止条例がもたらす需要変動の実態—神奈川県にみる外食産業を中心とした各産業への影響」(価格 20,000 円+税)と題するレポートを刊行しています。神奈川県受動喫煙防止条例施行 (同年 4 月) の 2 か月前に刊行されたものであり、今回と同じ問題点を共有するレポートですが、同レポートの結果を用いて三菱UFJリサーチ&コンサルティングが、条例施行後の 3 年間に神奈川県では外食産業を中心に 237 億円の損失が生じ、さらに、全国で同様の条例が施行された際には 3 年間で 4880 億円の経済損失が生じると発表しました。【資料2】の通り、このレポートも妥当性および信頼性に乏しいものですが、全国飲食業生活衛生同業組合連合会がこのレポートの結果を平成 24 年度の「分煙対策推進事業」調査研究報告書で紹介するなど、建物内禁煙によって倒産を余儀なくされる飲食店が出現すると主張する際の根拠として用いられてきました。

しかしながら、条例施行前後の神奈川県および周辺都県の飲食店数の推移を観ますと、東京都を除くどの県でも飲食店数は平成 24 年前から減少傾向にあるものの、神奈川県だけが条例の施行によって悪化することはありませんでした【資料3】。特に食事を提供しない喫茶店の減少は著しく、食事を提供しない喫茶店という業態自体が、社会のニーズに適合しなくなっている可能性が示唆されます。同じことは、平成 25 年 4 月に受動喫煙防止条例が施行された兵庫県においても観られています【資料4】。

既に世界では 50 カ国以上で受動喫煙防止法令が施行されており、禁煙化によって飲食店の収入は減らないことが証明されています。飲食店の減収があったとした論文の大多数は、タバコ産業からの資金提供があった研究でした【資料5】。神谷らによる客観的な試算では、我が国でも屋内禁煙を実施した場合は 4 兆 1,544 億円のプラスの経済的影響が見込まれる (飲食店の売上の変化はゼロとして計算しています) のに対し、分煙に留まる規制を実施した場合は 1 兆 2,628 億円のマイナスの経済的影響が発生すると推計しています【資料6】。また、川俣および橋本らの共同研究グループは、平成 29 年 2 月 15 日から 2 月 20 日の間に 10,051 人を対象としてインターネットによる質問紙調査を行っていますが、飲食店が禁煙になった場合、「行く回数が増えるだろう」と回答した人は 42.0%で、「行く回数が減るだろう」と回答した 12.6%を大きく上回っていました【資料7】。(なお、本調査はインターネット調査であり、ある程度のバイアスがあると考えられるものの、喫煙者が 20%となっている現状に合っていると考えられました。)

各国で受動喫煙防止法令が導入される際には、多くの国でタバコ産業などによる妨害が行われてきた歴史があります。例えば20年前には、カナダのビクトリア州において受動喫煙防止法の成立を巡って今回のようなキャンペーンが行われました。同州では国民全体ではなく、レストラン、パブ、バーの客に限定したインタビューが行われました。つまり、受動喫煙の被害者たち（例えば喘息患者など）を対象から外して、意図的に偏ったデータを作り出したのです。加えて、法令の導入により3500人が失業し、経済損失が年間100億円に上ると発表されました。しかし、実際にすべてのレストラン、バーが禁煙となった2~3か月後の新聞社の調査では、条例を遵守していたバーでは売上が変わらないか、増加していたという結果が示されました。それまではタバコアレルギーなどでバーやレストランに来ることができなかったが、来られるようになって嬉しいという声もありました。煙の中で働かなくて良くなり、健康が改善したと述べるバーテンダーやスタッフもいました。その後の20年間に受動喫煙防止法はカナダ全体の法律になり、バー、パブなどすべての屋内空間に及びましたが、経済的な問題は起きていません。その後も、主観的予測と実際に生じた経済効果に乖離があった多くの実例が報告されています。すなわち歴史は、「主観的指標による予測」に頼った調査を信じるなかれ、ということを示しています。

厚生労働大臣、政策決定者、ならびに報道機関各位におかれましては、受動喫煙防止法令の経済効果について科学的見地からご判断頂き、日本の住民および来訪者をこれ以上受動喫煙で死なせないよう、また彼らの健康を害することがないよう、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

賛同団体(・)(予定を含む)

NPO法人 京都禁煙推進研究会・
NPO法人 子どもに無煙環境を推進協議会・
NPO法人 越前禁煙友愛会（福井）
とっとり喫煙問題研究会
タバコフリー岡山
たばこと健康・広島フォーラム
香川・タバコの害から健康を守る会・
タバコフリー愛媛・
タバコフリー高知
COPD・禁煙研究会（福岡）・
ながさき三エン（卒煙防煙支援）ネット
一般社団法人 くまもと禁煙推進フォーラム・
たばこの害を考える会・鹿児島
沖縄ニコチン依存症研究会・
全国禁煙推進協議会 ・
全国禁煙推進研究会 ・
一般社団法人タバコ問題情報センター・
日本禁煙推進医師・歯科医師連盟北海道支部・

秋田・たばこ問題を考える会
NPO法人 禁煙みやぎ・
NPO法人 山形県喫煙問題研究会・
いばらき喫煙対策ネット・
東京/日本橋禁煙推進研究会・
タバコ問題首都圏協議会・
禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議・
子どもをタバコから守る会・愛知・
滋賀禁煙推進研究会・
やまなしタバコ問題研究会
岩手禁煙推進ネットワーク・
いわき無煙世代を作る会・
嫌煙権確立をめざす人びとの会・
タクシー・ハイヤーの完全禁煙をめざす会・
禁煙飲食店を応援する会・
無煙世代を育てる会・

【資料1】 富士経済(株)プレスリリース (第17021号)

「『受動喫煙防止法案(たたき台)』施行による外食市場への影響を調査」

の問題点

このプレスリリースで採り上げられた「受動喫煙防止法案(たたき台)がもたらす外食産業の市場展望」と題するレポートは、平成28年11月時点の厚生労働省による「受動喫煙防止法案(たたき台)」に関して、「居酒屋、バー・スナック」「カフェ・喫茶店」「レストラン」の事業主にアンケート調査を行い、法案が実際に施行された場合の売上予想(有効回答1,020店)をもとに、これら3業態(市場規模約13兆円)への「影響」を試算したとしています。法令の施行前に行われた予測であり、実態に基づく推計ではありません。以下のような問題点が列挙されます。

1. 予測の基となるデータは客観的な数値(過去の類似の状況における実際の経済波及効果など)であるべきですが、本調査はアンケートの回答という主観的なものを用いています
2. 調査対象者は顧客の減少を「心配」する事業主であり、店舗の利用について意思決定する立場にある顧客ではありません。飲食業の事業主たちは、神奈川県受動喫煙防止条例施行直後に発表された富士経済のヒアリング調査結果に基づく三菱UFJリサーチ&コンサルティングの経済損失予測(問題点は【資料2】に記載)に関する報道や、それを紹介して分煙を推進しようとする飲食業界誌の記事などにより実態に基づかない不安を煽られた状態にありました。人間の心理として、損失に対する不安は利益に対する期待よりも大きく感じることが知られています。
3. アンケート調査の回収率がわずか14%であり、この段階で調査結果に大きなバイアスがかかっている可能性が排除できず、この種の調査としては致命的な欠陥です。例えば、より強く不安を感じている事業主ばかりが回答した可能性があります
4. 比較対照がない横断的調査であり、かつ、法令以外の売上げに影響する因子による調整も行われず、因果関係を証明することができる研究デザインではありません

【資料2】 MURC政策研究レポート 受動喫煙防止条例がもたらす経済効果

～「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例の経済波及効果分析」より～

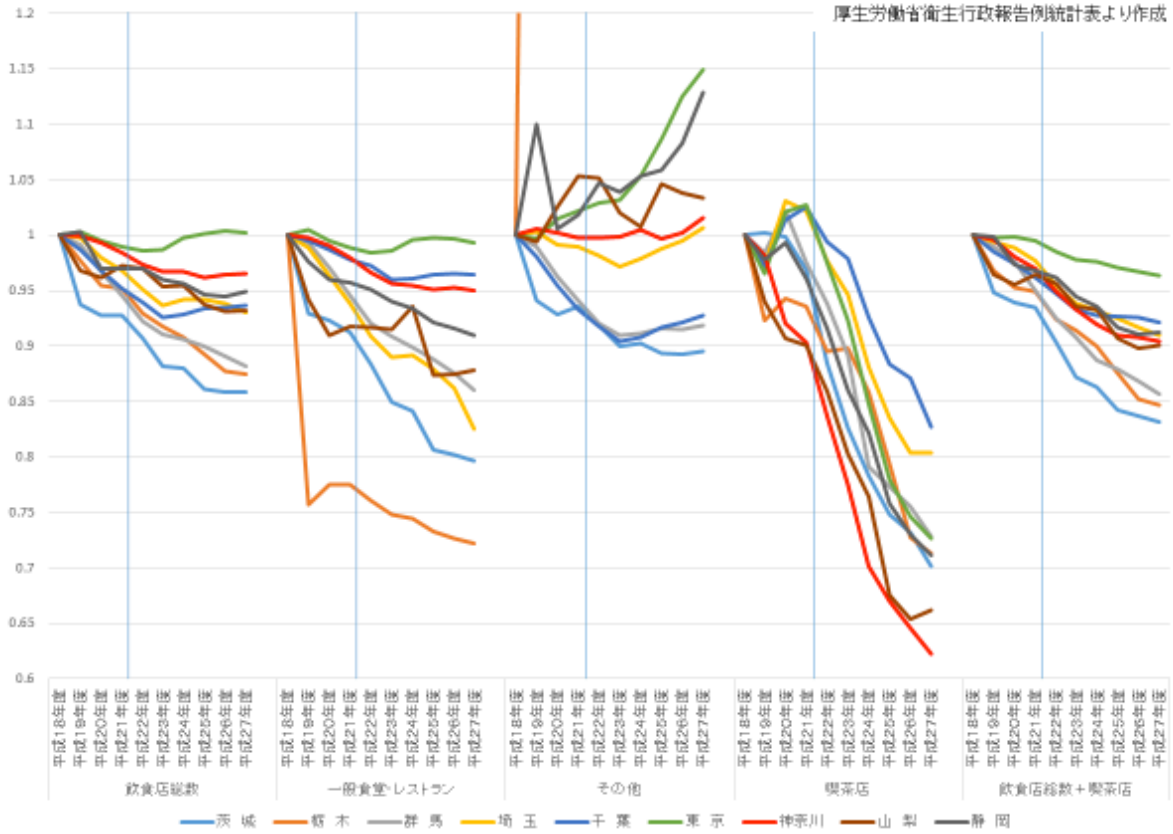
の問題点

このレポートは、富士経済(株)が平成23年2月に出版した「受動喫煙防止条例がもたらす需要変動の実態—神奈川県にみる外食産業を中心とした各産業への影響」(価格20,000円+税)に記載された、飲食業および宿泊業の事業主を対象に条例施行前に行ったヒアリング調査に基づいて、条例施行による経済損失を試算したものです。条例の施行前に行われたヒアリング調査に基づいており、本のタイトルには「実態」とありますが、「予測」とすべきものです。以下のような問題点が列挙されます。

1. 予測の基となるデータは客観的な数値(過去の類似の状況における実際の経済波及効果など)であるべきですが、本調査はヒアリング調査という主観的なものを用いています
2. 調査対象者は客の減少を「心配」する事業主であり、店舗の利用について意思決定する立場にある顧客ではありません。人間の心理として、損失に対する不安は利益に対する期待よりも大きく感じることが知られています。
3. 比較対照がない横断的調査であり、かつ、法令以外の売上げに影響する因子による調整も行われず、因果関係を証明することができる研究デザインではありません

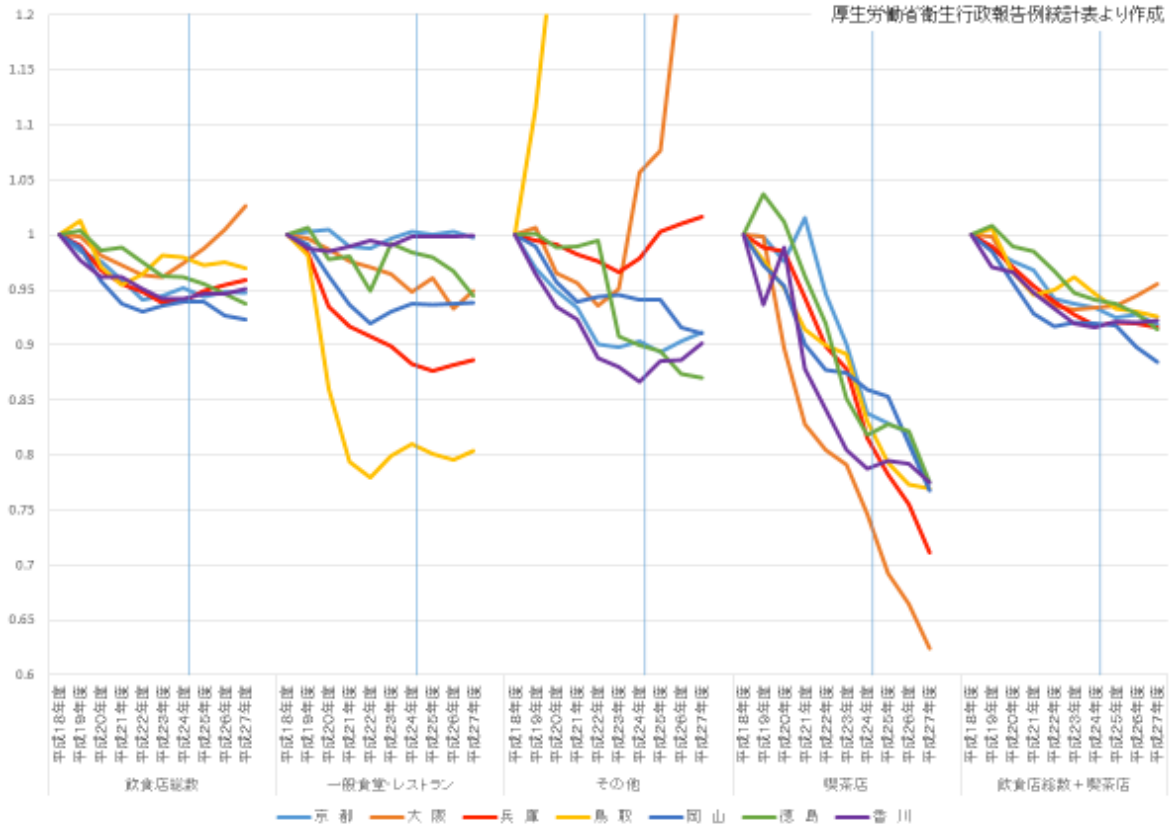
【資料3】 赤のラインが神奈川県、青の縦線が受動喫煙防止条例の施行時期

神奈川県受動喫煙防止条例施行(平成22年4月1日)前後の都道府県別飲食店数の推移



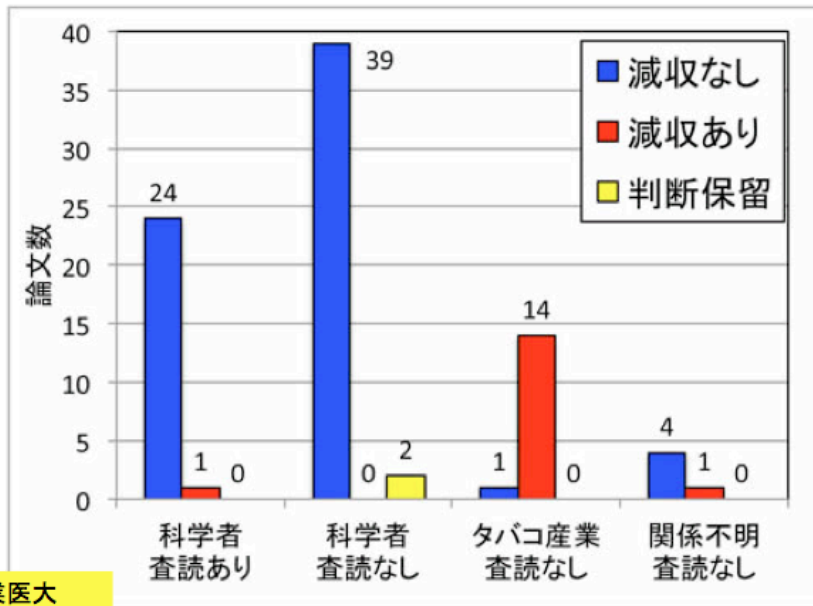
【資料4】 赤のラインが兵庫県、青の縦線が受動喫煙防止条例の施行時期

兵庫県受動喫煙防止条例施行(平成25年4月1日)前後の都道府県別飲食店数の推移



【資料5】

屋内施設を全面禁煙とする法律の前後のレストラン・バーの収入分析



産業医大
大和教授スライド

<http://www.tobacco-control.jp/>

【資料6】 全面禁煙・分煙それぞれの経済的影響の試算 (×は算出できない、－は関与しないとしたもの)

項番	便益	禁煙(億円)	分煙(億円)
1	受動喫煙による死亡の防止	349	214
2	直接喫煙による死亡の防止	17,956	—
3	医療費の削減(国庫負担の減少)	3,552	34
4	喫煙者の喫煙による疾患の休業時間の削減	783	9
5	喫煙者の喫煙休憩時間の削減	30,506	—
6	火災による財産損失・死亡・負傷の防止	55	—
7	タバコのために要する清掃費の削減	×	—
小計①		53,200	257
項番	損失	禁煙(億円)	分煙(億円)
8	規制実施のために要する費用の増加	×	12,604
9	規制未実施の施設に対する執行費用の増加	53	53
10	規制実施のために要する教育費の増加	228	228
11	タバコ税収の減少	7,242	—
12	タバコ関連産業の売上の減少	744	—
13	意図しない結果	—	—
14	従業員の屋外喫煙増加による喫煙休憩時間の増加	3,390	—
15	顧客の屋外喫煙増加による飲食店の売上の減少	×	—
小計②		11,657	12,885
合計(①-②)		41,544	▲12,628

神谷伸彦, 平野公康, 望月友美子, 武谷香. 全面禁煙規制・分煙規制に対する経済的影響の事前評価. 三菱総合研究所報 2011; 54:146-153

【資料 7】

飲食店が禁煙になった場合、利用は増えますか、減りますか？
(利用者対象のインターネット調査、n=10,051名)

